

原発事故対策課だより 第24号



【編集・発行】：桑折町原発事故対策課 ☎582-2123（直通）平成28年2月3日発行

相談
無料

原発事故による損害賠償請求のための

事前予約必要

司法書士による 個別相談会

「こんな請求はできるのかな?」「請求したいけど方法がよくわからない」
「請求したけれど回答に納得できない」そんな疑問にお答えします!

町では、東京電力（株）福島第一原子力発電所によって被った損害の賠償請求についての相談のため、司法書士による個別の無料相談会を開催します。

1. 対象となる方

桑折町に住所を有する方、及び平成23年3月11日現在で桑折町に住所を有していた方。

2. 相談方法

事前予約制による個別面談で行います。

3. 相談内容

原発事故により被った損害の賠償請求に関する相談に限ります。原発ADRへの和解仲介申立手続きの記入のお手伝いも可能。

4. 相談時間

1回30分以内。一人1回までとします。

5. 開催日時

2月28日(日)

①回目 13:00 ②回目 13:40
③回目 14:20 ④回目 15:00
⑤回目 15:40

6. 開催場所

桑折公民館（桑島）

7. 相談料

無料

8. 受付方法

先着順で受付します。

2月25日(木)までに、原発事故対策課へ電話でお申し込みください。

☎582-2123（直通）

9. その他

お申し込みの際に、相談者の住所・氏名、連絡先電話番号、相談概要、ご希望の時間をお伺いします。

平成28年2月の食品放射能測定・ホールボディカウンタ土曜日測定はお休みします。

幹線道路除染等説明会について

1月15日に町内会長の皆様に出席していただき、「幹線道路除染」をはじめ、「中間貯蔵施設の進捗状況」、「パイロット（試験的）輸送」についての説明会を開催いたしました。

まず、「幹線道路除染」については、町内の生活圏を結ぶ幹線道路等でこれまで一度も除染作業を行っていない路線を4工区に分割し発注しましたので、除染の実施方法、実施箇所等を説明しました。今後作業にあたりまして、町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に「中間貯蔵施設の進捗状況」については、国から施設の概要、地権者との契約状況の説明があり、それによると平成27年末時点での契約数は38件で、現在は、設置予定地域にある物件調査を行い、地権者に対して補償金額の算定、補償内容の説明、補償金額の提示を行っているとのことであります。この状況を踏まえて町長は、今後も引き続き国に対して除去土壌等の早期搬出を要望するので、除去土壌等の保管延長についてご理解いただくよう、改めて町内会長の皆様をお願いしました。

「パイロット輸送」では、県内の市町村からそれぞれ1000m³程度輸送することにしており、本町からは大和団地仮置場からの搬出を予定しておりましたが、国から町で可燃物を処分するのであれば、近隣でかつ搬出する除去土壌等の数量をあわせて1000m³程度になる桐ヶ窪北道合仮置場からも搬出するとの提案がありました。町では、除去土壌等の早期搬出を要望しており、その提案を受け入れ、搬出していきたいと説明しました。

説明会では、出席者から「仮置場から中間貯蔵施設への搬出時期はいつごろになるのか。」との質問があり、国は「搬出時期の目標を立てて進めていきたいが、双葉・大熊両町の地権者の事を考えると、時期ありきで進めることもできないので、地権者の方々に丁寧に説明させていただき事に尽きると思っております。無責任にいつまでと申し上げることができない状況です。」と回答しました。

今後、道路除染に対するご協力をお願いいたしますとともに、引き続き仮置場の適切な管理に努めていきますので、除去土壌等の保管継続にご理解、ご協力をお願いいたします。



町内会長の皆様に挨拶する高橋町長

